

令和7年度三戸町結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、少子化対策の強化を図ることを目的として、経済的理由で結婚に踏み切れない結婚希望者に対し、予算の範囲内において三戸町結婚新生活支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するため、その交付等に関して、三戸町補助金等の交付に関する規則（昭和52年三戸町規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。
- (2) 新婚世帯 令和7年1月1日から令和8年3月31日までの期間に、婚姻届を受理され、同一世帯となった夫婦をいう。
- (3) 継続補助世帯 令和6年度三戸町結婚新生活支援事業補助金を受給した世帯のうち、その受給額が60万円に達しなかった世帯で、夫婦のいずれも補助金を申請するときまで引き続き本町に住所を有している世帯をいう。
- (4) 新築住宅取得 自己の居住の用に供するため住宅を新築し、又は新規に建築された住宅を購入することをいう。
- (5) 中古住宅取得 過去に居住の用に供されたことがある住宅（土地を含む）を、自己の居住の用に供するため購入することをいう。ただし、3親等以内の親族からの購入は除く。
- (6) 民間賃貸住宅 建物の所有者等との間で賃貸借契約を締結して、自己の居住の用に供する住宅をいう。
- (7) 増改築・リフォーム 居住する住宅の部屋、便所、浴室、台所等を増改築又は改修することをいう。
- (8) 引越し費用 引越しに係る経費で、引越し業者又は運送業者への支払いに係る経費。ただし、不要品の処分費用、物品の購入費用、引越し業者が行う光熱水費等の代行サービス料やエアコンのクリーニング費用等は除く。

(対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる世帯は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 新婚世帯又は継続補助世帯であること。
- (2) 第6条の交付申請時点で、夫婦共に三戸町の住民基本台帳に登録されている者であり、婚姻後も引き続き三戸町の住民基本台帳に登録されている者であること。
- (3) 婚姻届を受理された時点で、夫婦共に、又はいずれかの年齢が39歳以下であること。

- (4) 次条の規定により算出した新婚世帯の所得が500万円未満であること。
 - (5) 夫婦の一方又は双方が、過去に地域少子化対策重点推進交付金に係る結婚新生活支援事業補助金等を受給したことがないこと。
 - (6) 町内会に加入すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象世帯としない。
- (1) 公営住宅等の公的賃貸住宅を賃借している場合
 - (2) 社宅、官舎、寮等の事業主から貸与されている住宅を賃借している場合
 - (3) 3親等以内の親族及び姻族が所有する住宅又は賃借住宅を賃借している場合
 - (4) 3親等以内の親族及び姻族が役員である法人が所有する住宅又は賃貸住宅を賃借している場合
 - (5) 国、県及び町等から受けた移転補償、損害補償及び補助金等により住宅を賃借している場合
 - (6) 三戸町暴力団排除条例（平成23年三戸町条例第15号）で定める暴力団及び暴力団員である場合
 - (7) 世帯員が町税等を滞納している場合

（新婚世帯の所得の算出方法）

第4条 新婚世帯の所得の算出方法は、直近の所得証明書を基に夫婦の所得を合算するものとする。ただし、貸与型奨学金（公共団体又は民間団体から、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を行っている場合、世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除する。

（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 交付の対象となる経費は、次に掲げる費用のうち、対象期間内に支払った金額を合算した額とし、補助金の額は、1世帯当たり60万円以内の額とする。継続補助世帯にあっては、前年度給付額を控除した額とする。

- (1) 新築住宅取得費
- (2) 中古住宅取得費
- (3) 民間賃貸住宅家賃 次に掲げる費用のうち、生活保護法（昭和25年法律第144号）第14条の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助を受けている場合にあっては、その金額、賃料について勤務先から住宅手当が支給されている場合にあっては、住宅手当分に相当する額を差し引いた後の金額
 - ア 婚姻後に新たに住宅を賃借する場合 対象期間内に生じた住宅の賃料、敷金、礼金（保証金等これらに類する費用を含む。以下同じ。）、共益費及び仲介手数料
 - イ 婚姻前から夫婦が同居している賃借住宅の場合 対象期間内において婚姻後に生じた住宅の賃料及び共益費（ただし、住宅の賃貸借契約書等で婚姻を前提に対象期間内に新たに住宅を賃借したことが明確である場合は、婚姻前であっても、夫婦が当該住宅に同居し、同一世帯となった日以降に生じた住宅の賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料とする。）

ウ 夫婦の一方が婚姻前から賃借していた住居の場合 対象期間内において婚姻後に夫婦が当該住宅に同居し、同一世帯となった日以降に生じた住宅の賃料及び共益費

(4) 増改築・リフォーム費用 住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築設備更新等の工事費用。

(5) 引越費用

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。ただし、別表第2に掲げる経費は補助対象外とする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条の規定による補助金の交付申請は、三戸町結婚新生活支援事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとし、別表第1に定めるところにより、町長に提出するものとする。

(交付決定の通知)

第7条 規則第4条の規定による補助金の交付決定は、三戸町結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとし、当該交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)に送付する。

(変更等の手続)

第8条 補助事業者は、補助事業の内容を変更し、又は中止するときは、三戸町結婚新生活支援事業変更(中止)承認申請書(様式第3号)にその内容が分かる書類を添付し、町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第9条の規定による実績報告は、三戸町結婚新生活支援事業実績報告書(様式第4号)によるものとし、別表第1に定めるところにより町長に提出しなければならない。

(交付の請求)

第10条 補助金は、三戸町結婚新生活支援事業補助金交付請求書(様式第5号)により町長に請求するものとする。

(交付決定の取り消し)

第11条 町長は、補助事業者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱に定める補助金の交付要件を欠くに至ったとき。
- (3) 第5条第1項第1号及び第2号の事業に係る補助事業者が、補助金を交付された日から起算して5年以内に当該補助に係る住宅を譲渡又は滅失したとき。ただし、災害等補助事業者の責めに帰さない場合を除くものとする。
- (4) その他町長が必要と認めたとき。

(補助金の返還)

第12条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、補助金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、災害等補助事業者の責めに帰さない場合を除くものとする。

(1) 全額の返還

- ア 虚偽の申請等をした場合
- イ 補助金の給付日から3年未満に転出した場合

(2) 半額の返還

- 補助金の給付日から3年以上5年以内に転出した場合

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月7日から施行する。

別表第1（第5条、第6条、第9条関係）

ア 新築住宅取得費助成事業

対象経費	新築住宅取得に要する費用（以下「取得価額」という。）とする。併用住宅の場合は、店舗・事務所等に専有する床面積の部分の金額を除く。ただし、婚姻日より前に取得した住宅にあっては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として取得した住宅であること。
申請手続	<p>1 提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 三戸町結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号） (2) 所得証明書等の所得の額を明らかにできる書類 (3) 取得価額を明らかにできる書類（売買契約書、工事請負契約書等の写し） (4) 見積書等取得価額の詳細が分かる書類 (5) 誓約書（様式第6号） (6) 確認済証又は建築工事届の写し (7) 着工前写真 (8) その他町長が必要と認める書類
実績報告	<p>1 報告期限 当該住宅に入居後報告すること。</p> <p>2 添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 三戸町結婚新生活支援事業実績報告書（様式第4号） (2) 取得又は新築した建物の登記事項証明書 (3) 確認申請が必要な住宅の場合は検査済証の写し (4) 取得又は新築に要した費用を明らかにできる書類（領収書又口座振込証明書若しくはこれに準ずるもの）の写し (5) 完成写真 (6) その他町長が必要と認める書類

イ 中古住宅取得費又は増改築・リフォーム助成事業

対象経費	中古住宅取得に要した費用又は増改築・リフォーム工事に要した経費（別表第2に掲げる経費を除く。）ただし、婚姻日より前に取得した住宅又は実施したリフォームにあっては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として取得した住宅又は実施したリフォームであること。
申請手続	<p>1 提出書類</p> <p>(1) 三戸町結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）</p> <p>(2) 所得証明書等の所得の額を明らかにできる書類</p> <p>(3) 住宅取得又は増改築・リフォーム工事に要する経費を明らかにできる書類（売買契約書又は工事見積書の写し）</p> <p>(4) 都市計画区域内に限り、増改築面積が10m²を超える場合は、確認済証の写し</p> <p>(5) 着工前写真</p> <p>(6) 誓約書（様式第6号）</p> <p>(7) その他町長が必要と認める書類</p>
実績報告	<p>1 報告期限 当該住宅に入居後又は工事終了後報告すること。</p> <p>2 添付書類</p> <p>(1) 三戸町結婚新生活支援事業実績報告書（様式第4号）</p> <p>(2) 取得の場合は、当該建物の登記事項証明書</p> <p>(3) 取得又は工事に要した費用を明らかにできる書類 (領収書又は口座振込証明書若しくはこれに準ずるものとの写し)</p> <p>(4) 確認済証の交付がある場合は、検査済証の写し</p> <p>(5) 前号以外の場合は、出来型のわかる書類（図面等）</p> <p>(6) 完成写真</p> <p>(7) その他町長が必要と認める書類</p>

ウ 民間賃貸住宅家賃助成事業

対象経費	当該事業を申請した年度の家賃（雇用主から住宅手当又はそれに相当する手当の支給を受けている場合は、家賃から当該支給額を控除した額。）とする。家賃の他に賃貸借契約上、駐車場使用料がある場合はその額を除くものとする。敷金、礼金、共益費等、仲介手数料は対象とする。
申請手続	<p>提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 三戸町結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号） (2) 所得証明書等の所得の額を明らかにできる書類 (3) 賃貸借契約書の写し (4) 雇用主による住居手当又はこれに相当する手当の支給の有無及び支給額を証明する書類 (5) 誓約書（様式第6号） (6) その他町長が必要と認める書類
実績報告	<p>1 報告期限 令和8年3月31日までに報告すること。</p> <p>2 添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 三戸町結婚新生活支援事業実績報告書（様式第4号） (2) 当該賃貸住宅の家賃を支払ったことが明らかにできる書類（領収書又は口座振込証明書若しくはそれに準じるもの） (3) その他町長が必要と認める書類

エ 引越費用助成事業

対象経費	引越しに係る経費で、引越し業者又は運送業者への支払に係る経費
申請手続	<p>1 申請時期 夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住宅の住所となってから。</p> <p>2 添付書類</p> <p>(1) 三戸町結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）</p> <p>(2) 所得証明書等の所得の額を明らかにできる書類</p> <p>(3) 引越しに係る経費の見積書又は現に支払ったことが明らかにできる書類（領収書等若しくはそれに準じるものとの写し）</p> <p>(4) 誓約書（様式第6号）</p> <p>(5) その他町長が必要と認める書類</p>
実績報告	<p>1 報告期限 当該住宅に入居後若しくは令和8年3月31日のいずれか早い日までに報告すること。</p> <p>2 添付書類</p> <p>(1) 三戸町結婚新生活支援事業実績報告書（様式第4号）</p> <p>(2) 当該引越に要した費用を明らかにできる書類（領収書等若しくはそれに準じるものとの写し）</p> <p>(3) その他町長が必要と認める書類</p>

別表第2（第5条第2項関係）

新築住宅取得費及び中古住宅取得費並びに増改築・リフォーム助成事業に係る補助対象外経費

補助対象外経費の内容	備考
外構工事	敷地内の舗装工事、管路工事のみとなる給排水工事、浄化槽設置工事、造園植栽工事等
その他の工事といえないもの	シロアリ駆除、防虫・消毒、ハウスクリーニング
塗装工事及び壁紙の張替え	付帯するシーリング、コーキング工事も含む。
家具・家電製品及び給湯器・冷暖房機の購入又は設置	・タンス、掃除機、テレビ、冷暖房機等 ・システムキッチン等の躯体と一体のものは交付対象経費とする。
電話やインターネット等の配線工事	
アンテナ工事	テレビ等
住宅と別棟になる建築物・工作物のリフォーム工事や新築工事	カーポート、屋外物置等
直営工事	申請者によるリフォーム工事の実施
共同住宅の共有部分	玄関外の階段、廊下など
アパート等、賃貸物件の増改築・リフォーム	
当該機能を発揮している設備等の交換及び更新	
移住定住促進事業以外の、その他の公的支給や補助金の交付が決定されているもの	介護保険居宅介護(予防)住宅改修費、三戸町浄化槽整備設置事業費補助金、三戸町耐震改修促進事業補助金、すまい給付金、三戸町水洗便所改造等工事支援制度等による工事等

※この表に掲示のない工事は個別審査による。